

令和7年度 多子世帯の学校給食費免除のご案内

村上市教育委員会学校教育課

村上市では、第3子以降の子に係る小中学校給食費を免除しています。

令和7年度分の免除を希望する方は、下記をご確認のうえ、期限までに申請してください。
免除対象の子が2人以上の場合も1件で申請できます。

申請書は各提出先（下記参照）に設置してありますが、電子申請も利用できます。

こちらのQRコードをご利用ください。



免除対象 以下のすべてに該当すること

- 小学生以上の子を3人以上養育していて、そのうち3人目以降の子が市立の小学校または中学校、村上中等教育学校前期課程のいずれかに就学していて、その給食費を負担していること。
- 村上市内に住所を有していること。
- 生活保護費などから給食費の全額を支給されていないこと。

免除の決定

- 申請内容を審査して免除を決定します。
- 審査の結果、免除対象とならない場合は、事前にお知らせします。

申請方法 令和7年2月14日（金）までに下記のいずれかの方法で申請してください。

- 上部のQRコードから電子申請する
- 免除対象の子（2人以上該当する場合は下の子）が在籍する学校に申請書を提出する
- 村上市教育委員会学校教育課教育総務室または各教育事務所に申請書を提出する

子の数え方

数える子が2人以下の場合は対象になりません。

婚姻している子 就労している子	扶養している小学生以上の子	就学前の子
数えない	数える 3人目以降の子の給食費が助成対象です	数えない

申請期限:令和7年2月14日(金)

※期限を過ぎても受け付けますが、審査・決定が遅くなってしまい、4月分以降の給食費を納付していただくことになります（免除決定後、還付します）のでご了承ください。

【問合せ先】 村上市教育委員会学校教育課 教育総務室 TEL 72-6882

【提出先】 村上市教育委員会学校教育課 村上市岩沢5611番地（朝日庁舎2階）
村上教育事務所 村上市田端町4番25号（村上市教育情報センター2階）
荒川教育事務所 村上市羽ヶ榎104番地25（荒川地区公民館内）
神林教育事務所 村上市岩船駅前63番地（神林農村環境改善センター内）
山北教育事務所 村上市府屋177番地1（さんぽく会館内）
お子さんが在籍している学校（市立小中学校または村上中等教育学校）